給与勧告の仕組みと本年の勧告のポイント

令和7年10月 福岡市人事委員会

目次

(1)	給与勧告の対象職員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.1
2	給与勧告の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.2
3	民間給与との比較方法(ラスパイレス比較)・・・・・・・・・・・・・・P.3
4	民間給与との較差に基づく給与改定・・・・・・・・・・・・・・・・・P.4
(5)	民間ボーナス(賞与及び臨時給与)の支給状況・・・・・・・・・・・・・P.5
6	民間初任給(学歴別)との比較・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.6
7	本年の給与勧告のポイント・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.7
8	(参考)給与較差と期末手当及び勤勉手当(特別給)の推移・・・・・・・・・・P.8
9	(参考) 福岡市職員の主な手当の概要・・・・・・・・・・・・・・・・P.9

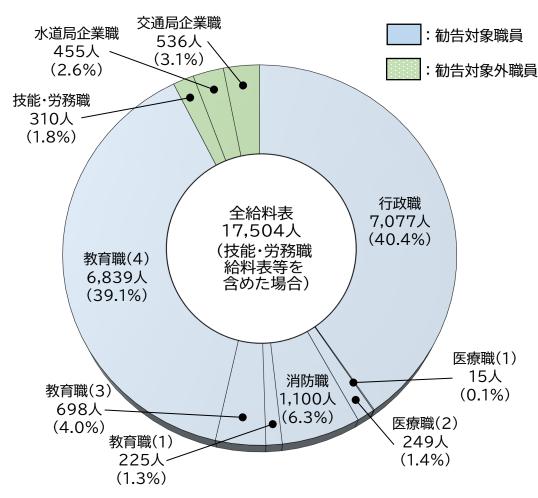
公務員は、民間企業の従業員と異なり、団体交渉権、争議権など憲法で保障された労働基本権が制約されています。このような労働基本権の制約に対する代償措置として、地方公務員法により人事委員会の給与勧告制度が設けられています。

この給与勧告は、公務員の給与を社会一般の情勢に適応させるため、公務員の給与水準を民間企業従業員の給与 水準と均衡させること(民間準拠)を基本としています。

このため、毎年、市内民間企業の従業員の給与等について詳細な調査を行い、その結果を基に公務員の給与と比較した上で、給与等に関する報告及び勧告を行っています。

① 給与勧告の対象職員

本市に勤務する一般職の職員のうち、人事委員会の給与勧告の対象となるのは、技能・労務職員、水道局企業職員及び交通局企業職員等を除いた、 16,203人(令和7年4月1日現在)です。(注1)



適用給料表	職員の例	適用人員(人)	平均年齢(歳)	
行政職給料表	一般行政職員	7,077	38.9	
医療職給料表(1)	医師、歯科医師	15	47.5	
医療職給料表(2)	保健師、助産師、看護師	249	39.8	
消防職給料表	消防吏員	1,100	37.7	
教育職給料表(1)	高等学校に勤務する 校長、副校長、教頭、教諭等	225	44.6	
教育職給料表(3)	特別支援学校に勤務する 校長、副校長、教頭、教諭等	698	39.8	
教育職給料表(4)	小学校及び中学校に勤務する 校長、副校長、教頭、教諭等	6,839	37.5	
勧告対象		16,203	38.4	
技能・労務職給料表	自動車運転手、守衛、 学校用務員等	310	49.2	
水道局企業職給料表	水道局企業職員	455	39.1	
交通局企業職給料表	交通局企業職員	536	40.8	
全給料表		17,504	38.7	

- 注1 任期付職員及び定年前再任用短時間勤務職員についても、給与勧告の対象職員である。
- 注2 円グラフの給料表別構成比は、それぞれ四捨五入しているため合計が100にならない場合がある。
- 注3 教育職(2)は平成31年4月1日に廃止。

② 給与勧告の流れ

福岡市人事委員会では、本市職員と市内民間事業所の従業員の4月分の給与額を調査した上で、これらを精密に比較し、本市職員の給与水準と市内民間 事業所の従業員の給与水準とを均衡させることを基本に勧告を行っています。

また、特別給についても、市内民間事業所の特別給(ボーナス)の過去1年間の支給実績を精確に把握し、民間の年間支給割合に本市職員の特別給(期末手当及び勤勉手当)の年間支給月数を合わせることを基本に勧告を行っています。

職種別民間給与実態調査

企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上の 市内民間の1,000事業所の中から人事院が無作為に抽出した 200事業所の4月分給与等を調査

福岡市職員給与等実態調査

本市に勤務する一般職の職員(※)(16,203人)の

4月1日現在の給与等を調査

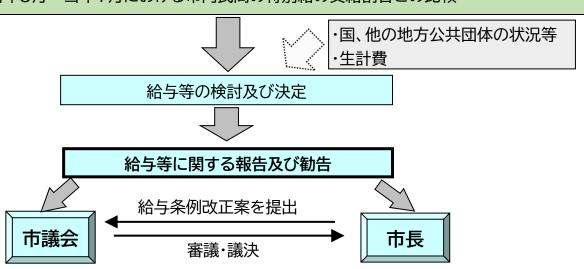
(※技能・労務職員、水道局企業職員、交通局企業職員等を除く。)



民間従業員(事務・技術関係職種)と本市職員(行政職)の給与を比較

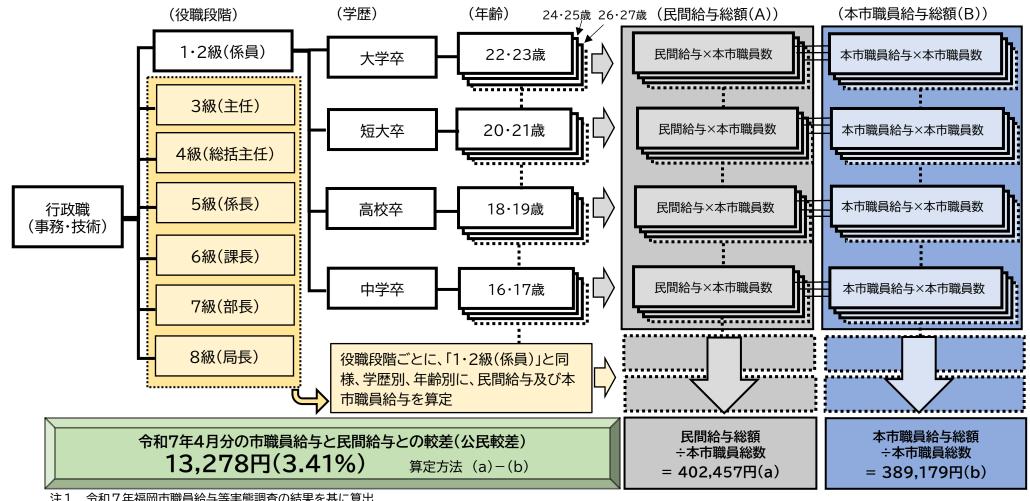
~ 公民給与の比較方法について、比較対象企業規模を50人以上から100人以上に見直し ~

【月例給】 職務の種類、責任の度合、学歴及び年齢が同等と認められる者同士の給与を比較(ラスパイレス方式) 【特別給(ボーナス)】 前年8月~当年7月における市内民間の特別給の支給割合との比較



民間給与との比較方法(ラスパイレス比較)

職員給与と民間給与との比較(ラスパイレス比較)においては、個々の本市職員に民間の給与額を支給したとすれば、これに要する支給総額(A)が、現に支 払っている支給総額(B)に比べてどの程度の差があるかを算出しています。 具体的には、以下のとおり、役職段階、学歴、年齢別の本市職員の平均給与(注 1)と、これと条件を同じくする民間の平均給与(注2)のそれぞれに本市職員数を乗じた総額を算出し、両者の水準を比較しています。

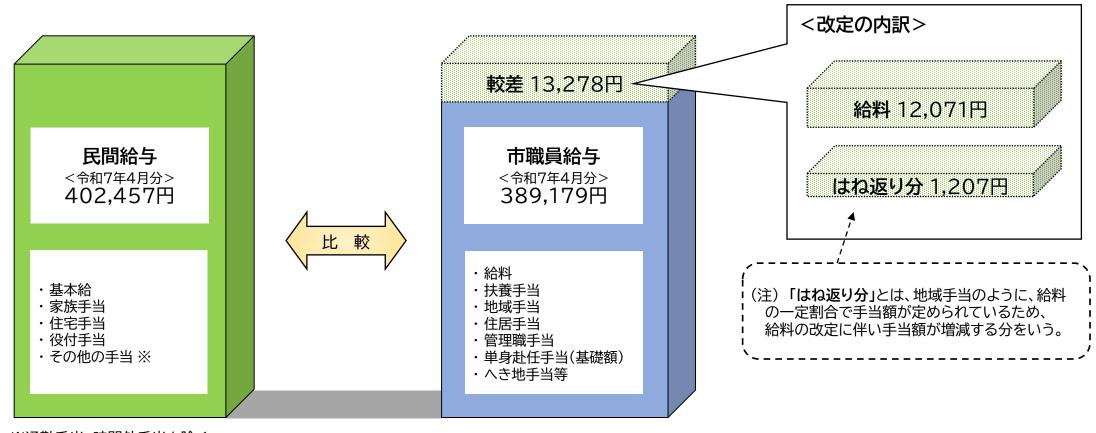


令和7年福岡市職員給与等実態調査の結果を基に算出

注2 令和7年職種別民間給与実態調査の結果を基に算出

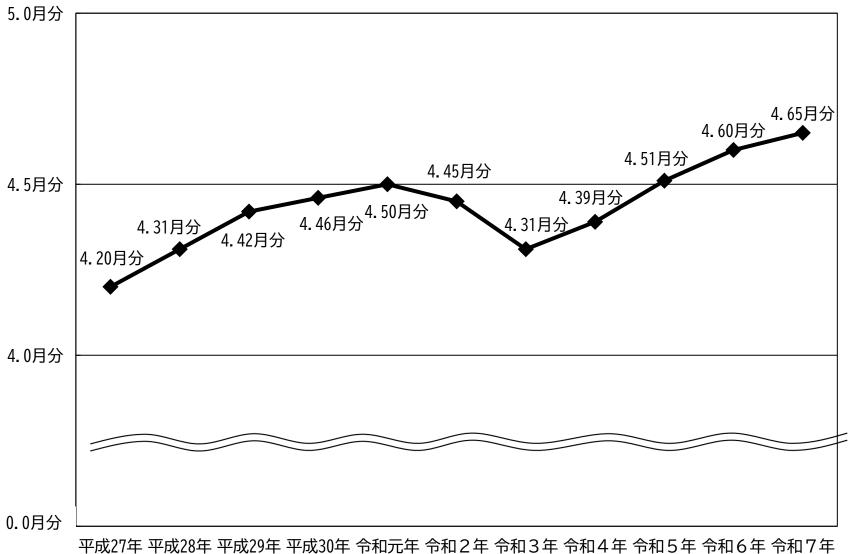
④ 民間給与との較差に基づく給与改定

本年の民間給与との較差13,278円(3.41%)を解消するため、以下のとおり、給与の引上げ改定を勧告しました。



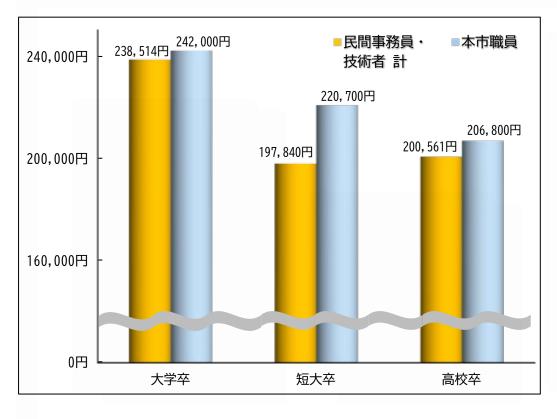
※通勤手当、時間外手当を除く。

⑤ 民間ボーナス(賞与及び臨時給与)の支給状況



成27年 平成28年 平成29年 平成30年 令和元年 令和2年 令和3年 令和4年 令和5年 令和6年 令和7年 (注) 支給状況の対象期間は、前年8月から当年7月までの1年間である。

⑥ 民間初任給(学歴別)との比較



(令和7年4月)

	大学卒	短大卒	高校卒	
民間事務員・ 技術者 計	238, 514円	197,840円	200, 561円	
本市職員	242,000円	220,700円	206, 800円	

(注) 「本市職員」欄は、大学卒は福岡市職員採用試験の「上級」、 短大卒は「中級」、高校卒は「初級」区分の初任給(給料+地域 手当(10%))である。

⑦ 本年の給与勧告のポイント

月例給、ボーナスともに引上げ

月例給

- ○民間給与との較差 13,278円(3.41%)
- ○民間給与との較差解消のため、 おおむね30歳台後半までに重点を置きつつ、 幅広い世代で給料表を引上げ改定

期末手当及び勤勉手当

- ○民間の支給割合との均衡を図るため、 支給月数を0.05月分引上げ (年間4.60月→4.65月)
- ○期末手当及び勤勉手当の支給月数を それぞれ0.025月分引上げ
- ※ 勧告後の平均年間給与(行政職) 659万4千円(勧告前との差:24万3千円)

給与制度のアップデート

扶養手当

○配偶者に係る扶養手当を段階的に廃止し、 子に係る扶養手当月額を 1人につき13,000円まで段階的に引上げ

年度 扶養親族		令和7年度	令和8年度	令和9年度 以降	
配偶者	課長級以下	6,500円	3,000円	(支給しない)	
1011内白	部長級	3,500円	(支給しない)	(支給しない)	
子		11,500円	12,300円	13,000円	

定年前再任用短時間勤務職員等の住居手当

○定年前再任用短時間勤務職員及び 暫定再任用職員に対して、住居手当を支給

⑧ (参考)給与較差と期末手当及び勤勉手当(特別給)の推移

	給与較差月額(注1)	期末手当及	び勤勉手当	行政職職員の平均年間給与(注2)		
	和一致左方领(注)	年間支給月数	対前年比増減	増減額	率	
平成27年	0.13% (504円)	4. 20月	0.10月	4.8万円	0. 77%	
平成28年	0.03% (98円)	4.30月	0.10月	3.9万円	0.62%	
平成29年	0.01% (41円)	4.40月	0.10月	3.8万円	0.61%	
平成30年	0.09% (326円)	4. 45月	0.05月	2.4万円	0.39%	
令和元年	0.06% (246円)	4.50月	0.05月	2.3万円	0.37%	
令和2年	▲ 0.03% (▲ 109円)	4.45月	▲0.05月	▲ 1.9万円	▲ 0.31%	
令和3年	▲ 0.04% (▲ 134円)	4.30月	▲0.15月	▲ 5.7万円	▲ 0.93%	
令和4年	0.11% (436円)	4.40月	0.10月	4.5万円	0.74%	
令和5年	0.84% (3,188円)	4.50月	0.10月	9.1万円	1.49%	
令和6年	2.74% (10,400円)	4.60月	0.10月	21.3万円	3. 45%	
令和7年	3.41% (13,278円)	4.65月	0.05月	24.3万円	3. 83%	

注1 給与較差(月額)については、平成28年、平成29年、令和2年及び令和3年においては極めて小さい較差であったことから、 この較差を解消するための給与勧告はなし。

注2 令和7年の行政職職員(平均年齢38.9歳)の平均年間給与は、勧告前635万1千円、勧告後659万4千円である。

⑨ (参考)福岡市職員の主な手当の概要(1/2)

手当名	内容	支給額(率)(R7.9月現在)		
扶養手当	扶養親族のある職員に支給	・配偶者 6,500円※ ・子 各 11,500円 ・子(16歳年度初め〜22歳年度末) 加算 5,600円 ・父母等 各 6,500円※ ※部長級職員 3,500円 局長級職員 支給なし		
地域手当	国家公務員の支給割合に準拠して支給 (国家公務員においては、民間の賃金水準を基礎とし、物価 等を考慮して地域別に支給)	・(給料月額+扶養手当月額+管理職手当月額)× 10%(※) ※東京事務所20%、医療職給料表(1)16%		
住居手当	借家・借間に居住する職員、配偶者等が借家・借間に居住する単身赴任手当を受給する職員に支給	・借家・借間居住職員 (月額16,000円を超える家賃を払っている職員) 最高 28,000円 ・配偶者等が借家・借間に居住する単身赴任手当受給職員 最高 14,000円		
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給	・局長級(一種) 130,000円 ・局長級(二種) 120,000円 ・局長級(三種) 110,000円 ・部長級 100,000円 ・課長級 82,000円		
単身赴任手当	異動に伴って転居し、やむを得ない事情により配偶者等と別 居して単身で生活する職員に支給	・基礎額:30,000円 ・職員住居と配偶者等住居との交通距離に応じ、 基礎額に70,000円以内の一定額を加算		
初任給調整手当	新たに医師又は歯科医師として採用された職員のうち、規則 で定める職員に一定期間支給	・月額310,000円以内の額を、採用の日から35年以内の期間、 採用後一定期間経過後1年ごとに、その額を減じて支給		
へき地手当	へき地学校及びへき地学校に準じる学校に勤務する職員に支 給	・(給料月額+扶養手当月額)×支給割合-地域手当の額 ※支給割合は最大25%		
へき地手当に 準ずる手当	へき地学校、へき地学校に準じる学校又は特別の地域に所在 する学校に異動した職員のうち、異動に伴い住居を移転した ものに一定期間支給	・(給料月額+扶養手当月額)×支給割合 ※支給割合は、異動の日から5年間は4%、 5年に達した後の1年間は2%		

⑨ (参考)福岡市職員の主な手当の概要(2/2)

手当名	内容・支給額(率)(R7.9月現在)						
期末手当		記間における賞与等のうち、定率支給分に相当する手当として、6月1日及び12月1日 正在職する職員に支給					
		支給日	基準日	一般職員	管理職職員等		
		6月30日	6月1日	1.25月分	1.05月分		
		12月10日	12月1日	1.25月分	1.05月分		
		合	計 	2.50月分	2.10月分		
勤勉手当		民間における賞与等のうち、考課査定分に相当する手当として、6月1日及び12月1日に在職する職員に勤務成績に応じて支給					
		支給日 基準日		一般職員	管理職職員等		
		6月30日	6月1日	1.05月分	1.25月分		
		12月10日	12月1日	1.05月分	1.25月分		
		合計 2.10月分 2.50月分					